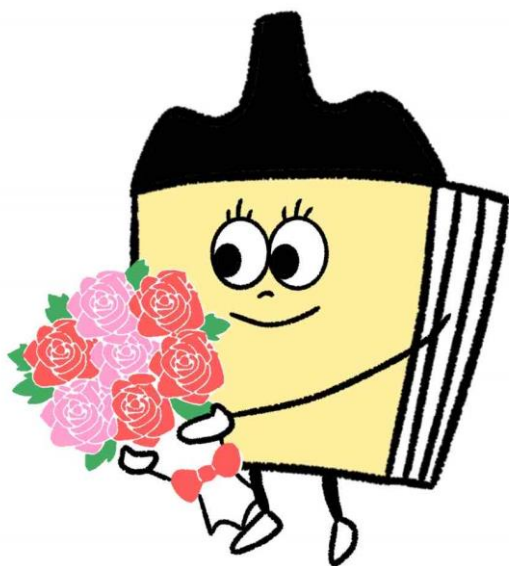


福山市図書館要覧

2023年度
(令和5年度)



福山市中央図書館
福山市松永図書館
福山市北部図書館
福山市東部図書館
福山市沼隈図書館
福山市新市図書館
福山市かなべ図書館

目次

1	館名	1
2	所在地	1
3	電話番号	1
4	開館時間・休館日	1
5	図書館の沿革	1
6	敷地・建物	4
7	組織	5
	(1) 機構・組織	5
	(2) 職員（配置）数	5
8	福山市図書館協議会委員	5
9	運営方針	6
	(1) 市民の学びの場	6
	(2) 地域の情報拠点	6
	(3) 市民の交流の場	6
10	人口・面積	6
11	予算	6
12	図書館資料	7
13	図書館サービス	8
	(1) 分類・目録	8
	(2) 個人貸出	8
	(3) 団体貸出	9
	(4) 移動図書館サービス	9
	(5) レファレンス（参考業務）サービス	10
	(6) 複写サービス	10
	(7) 相互貸借サービス	10
	(8) ビジネス支援サービス	10
	(9) インターネット・データベース提供サービス	10
	(10) 児童サービス	11
	(11) ヤングアダルト（中学生，高校生）サービス	11
	(12) 高齢者サービス	11
	(13) 障がい者サービス	12
	(14) 多文化サービス	12
	(15) 定例行事	12
	(16) 関連行事	13
	(17) 学校・他機関との連携	13
14	開館日数	13
15	行事及び事業の実施状況	13
	(1) 展示会	13
	(2) 講演会	14
	(3) おはなし会	15
	(4) 工作教室	15
	(5) コンサート・演劇・上映会など	16
	(6) 講座	16

(7) その他の行事及び事業	1 6
(8) P a r k－P F I 事業	1 7
(9) 図書館見学	1 7
(10) 職場体験・インターンシップ	1 7
1 6 図書館の刊行物	1 8
1 7 広報活動	1 8
・福山市図書館条例	2 0
・福山市図書館規則	2 6
・図書館への案内図	3 3

1 館名

福山市中央図書館
福山市松永図書館
福山市北部図書館
福山市東部図書館
福山市沼隈図書館
福山市新市図書館
福山市かんなべ図書館

2 所在地

福山市霞町一丁目10番1号(〒720-0812)
福山市松永町三丁目1番29号(〒729-0104)
福山市駅家町大字近田60番地1(〒720-1133)
福山市伊勢丘六丁目6番1号(〒721-0915)
福山市沼隈町大字常石1810番地(〒720-0313)
福山市新市町大字新市1061番地1(〒729-3103)
福山市神辺町大字川北1155番地1(〒720-2123)

3 電話番号

福山市中央図書館	(084) 932-7222	FAX (084) 928-8592
福山市松永図書館	(084) 933-3770	〃 (084) 933-0279
福山市北部図書館	(084) 976-4822	〃 (084) 976-8462
福山市東部図書館	(084) 940-2575	〃 (084) 940-2581
福山市沼隈図書館	(084) 987-5630	〃 (084) 987-3611
福山市新市図書館	(0847) 52-5551	〃 (0847) 52-2028
福山市かんなべ図書館	(084) 962-5053	〃 (084) 963-7288

4 開館時間・休館日

館名	開館時間	休館日
福山市中央図書館	午前10時～午後7時	毎月第2火曜日, 年末年始(12月29日～1月3日), 特別整理期間
福山市松永図書館	(月～金) 午前10時～午後7時 (土・日・祝) 午前10時～午後6時	毎月第3火曜日, 年末年始(12月29日～1月3日), 特別整理期間
福山市北部図書館		
福山市東部図書館		
福山市沼隈図書館		
福山市新市図書館		
福山市かんなべ図書館		

5 図書館の沿革

<福山市中央図書館>

1948年(昭和23年)12月	福山市民館の二階に図書室として発足
1954年(昭和29年)4月	独立図書館建設と図書の充実を目標として福山市立図書館設置期成同盟を設立
1960年(昭和35年)4月	福山市立図書館条例が制定され, 独立した図書館を設置
1960年(昭和35年)7月	福山市民館を改造し, 独立した図書館として発足
1963年(昭和38年)10月	移動図書館発足
1972年(昭和47年)12月	新館建築着工
1973年(昭和48年)10月	竣工開館し, 福山市民図書館と改称
2006年(平成18年)6月	(仮称) 中央図書館建築着工
2008年(平成20年)7月	7月1日竣工開館し福山市中央図書館と改称(まなびの館ローズコム内)

<福山市松永図書館>

1906年(明治39年)11月	松永尋常小学校内に図書閲覧所を設ける
1910年(明治43年)6月	松永町立図書館となる
1931年(昭和6年)2月	文部大臣表彰を受ける
1943年(昭和18年)5月	5月10日火災により全焼
1951年(昭和26年)11月	11月3日図書館法による松永町立図書館設置
1954年(昭和29年)3月	市制施行により松永市立図書館と改称

1966 年(昭和 41 年) 5 月	5 月 1 日福山市と合併により福山市立図書館松永分館となり、 福山市立松永図書館と改称
1977 年(昭和 52 年)10 月	新館建築着工
1978 年(昭和 53 年) 5 月	竣工開館し福山市松永図書館と改称
2006 年(平成 18 年) 6 月	新館建築着工 (福山市西部市民センター内)
2008 年(平成 20 年) 4 月	4 月 2 5 日新館開館

<福山市北部図書館>

1988 年(昭和 63 年)11 月	新館建築着工
1989 年(平成 元年) 4 月	新設図書館開設準備室発足
1989 年(平成 元年)10 月	1 0 月 2 1 日開館

<福山市東部図書館>

1998 年(平成 10 年) 9 月	新館建築着工 (福山市東部市民センター内)
2000 年(平成 12 年) 7 月	7 月 3 日開館 (福山市東部市民センター内)

<福山市沼隈図書館>

1996 年(平成 8 年)10 月	ぬまくまガーデンアリスト着工
1997 年(平成 9 年) 7 月	ぬまくまガーデンアリスト竣工
1998 年(平成 10 年) 4 月	4 月 1 日開館
2005 年(平成 17 年) 2 月	2 月 1 日福山市と合併により福山市沼隈図書館となる

<福山市新市図書館>

2005 年(平成 17 年) 2 月	新市支所改修工事着工 (福山市新市支所)
2005 年(平成 17 年)10 月	1 0 月 1 日開館 (福山市新市支所 2 階)

<福山市かんなべ図書館>

1993 年(平成 5 年) 3 月	神辺町文化会館基本構想策定
1994 年(平成 6 年) 6 月	文化会館に図書館併設決定
1995 年(平成 7 年) 3 月	神辺町文化会館、図書館新築工事着工
1996 年(平成 8 年) 7 月	神辺町文化会館、図書館新築工事完成
1996 年(平成 8 年)11 月	1 1 月 6 日落成記念式挙行、同日開館
2006 年(平成 18 年) 3 月	3 月 1 日福山市と合併により福山市かんなべ図書館となる

<福山市中央図書館水呑分室>

1922 年(大正 11 年) 9 月	水呑村小学校内に開設
1926 年(大正 15 年) 4 月	水呑村出身で大阪在住の実業家山本源吉の寄付により校庭に 独立図書館を建設
1956 年(昭和 31 年) 9 月	福山市と合併により市立水呑図書館となる
1960 年(昭和 35 年) 4 月	市立図書館水呑分館と改称
1970 年(昭和 45 年) 4 月	水呑公民館内へ移転により分室と改称
1979 年(昭和 54 年) 5 月	水呑公民館新築により現在地に移転
2018 年(平成 30 年) 3 月	水呑交流館図書室への移行に伴い分室廃止

<開館時間・休館日の変遷>

1996 年(平成 8 年) 4 月	休館日変更 第 3 日曜日を月曜日に (全館)
1997 年(平成 9 年) 4 月	館内整理日変更 毎月月末日を第一金曜日に (全館)
1999 年(平成 11 年) 4 月	開館時間延長 午前 1 0 時～午後 7 時 (中央) (火～金) 午前 1 0 時～午後 7 時 (土・日) 午前 1 0 時～午後 6 時 (松永・北部)
2000 年(平成 12 年) 7 月	休館日変更 月曜日を金曜日に (松永・北部)
2002 年(平成 14 年) 5 月	土・日曜日の祝日を開館 (全館)

2003 年(平成 15 年) 4 月	1 月 1 日を除く祝日を開館（全館）
2004 年(平成 16 年) 4 月	館内整理日変更 毎月第 1 金曜日を第 1 月曜日に（中央）
2008 年(平成 20 年) 7 月	定例休館日を廃止 館内整理日を第 2 火曜日に（中央）
2011 年(平成 23 年) 4 月	地域館の定例休館日を廃止 館内整理日を第 3 火曜日に

< 広域利用の変遷 >

1996 年(平成 8 年) 4 月	福山・府中広域行政事務組合管内（2 市 9 町 1 村）の住民に 個人貸出範囲を拡大
1997 年(平成 9 年) 8 月	尾道市との個人貸出の相互利用を開始
2001 年(平成 13 年) 2 月	笠岡市との個人貸出の相互利用を開始
2002 年(平成 14 年) 4 月	井原市との個人貸出の相互利用を開始
2011 年(平成 23 年) 7 月	三原市との個人貸出の相互利用を開始
2012 年(平成 24 年) 8 月	世羅町との個人貸出の相互利用を開始

< 貸出・システム関係の変遷 >

1993 年(平成 5 年)11 月	カセットブック貸出開始（中央）
1994 年(平成 6 年) 2 月	C D, ビデオ貸出開始（中央）
1995 年(平成 7 年) 3 月	カセットブック, C D, ビデオの貸出開始（松永・北部）
1996 年(平成 8 年) 9 月	個人貸出一人 3 点を 5 点に増（全館）
2000 年(平成 12 年) 2 月	全館コンピューター導入ネットワーク化
2000 年(平成 12 年) 2 月	個人貸出一人 5 点を 10 点に増, 視聴覚資料 2 点を 3 点に増（全館）
2003 年(平成 15 年) 4 月	ホームページ開設, インターネットによる蔵書公開・予約開始（全館）
2005 年(平成 17 年)11 月	来いぶらりネットに参加. 県内の参加館の蔵書検索が一元化された
2006 年(平成 18 年) 3 月	D V D の貸出開始（松永・北部・東部・新市）
2006 年(平成 18 年) 9 月	D V D の貸出開始（沼隈）
2007 年(平成 19 年) 3 月	D V D の貸出開始（中央）
2008 年(平成 20 年) 4 月	I C タグシステム導入（松永）
2008 年(平成 20 年) 7 月	I C タグシステム導入（中央）
2009 年(平成 21 年) 9 月	I C タグシステム導入（東部）
2010 年(平成 22 年) 7 月	I C タグシステム導入（北部・沼隈・新市・かんなべ）
2012 年(平成 24 年) 4 月	広報デジタルアーカイブ公開
2012 年(平成 24 年)12 月	新聞デジタルアーカイブ公開（中央図書館内の専用パソコン）
2019 年(令和 元年)12 月	個人貸出一人視聴覚資料 3 点を 5 点に増（全館）
2020 年(令和 2 年) 7 月	電子図書貸出サービス開始（3 年間の試行）
2021 年(令和 3 年) 5 月	電子図書学校連携開始
2022 年(令和 4 年) 4 月	電子図書雑誌貸出サービス開始
2023 年(令和 5 年) 4 月	電子図書貸出サービス本格実施開始

< 子ども読書活動推進計画の変遷 >

2010 年(平成 22 年) 8 月	福山市子ども読書活動推進計画
2016 年(平成 28 年)11 月	福山市子ども読書活動推進計画（第二次）
2022 年(令和 4 年) 3 月	福山市子ども読書活動推進計画（第三次）

<新型コロナウイルス感染症対策の変遷>

期 間		2020 3/2 ～ 5/10	5/11 ～ 5/24	5/25 ～ 2021 5/8	5/9 ～ 5/16	5/17 ～ 6/20	6/21 ～ 8/5	8/6 ～ 8/10	8/11 ～ 9/30	10/1 ～ 2022 1/9	2022 1/10 ～ 2/20	2/21 ～ 3/6	3/7 ～ 2023/5 ※4
館 内	閲覧席の利用	×	×	半数減	×	×	半数減	半数減	×	半数減	×	半数減	半数減
	図書の閲覧・貸出	×	○	○	△※1	×	○	△※1	×	○	×	△※1	○
	予約図書の貸出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	団体貸出	×	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○
	レファレンス	△※2	△※2	○	○	△※2	○	○	△※2	○	△※2	○	○
	図書の複写	×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○
	インターネット端末の利用	×	×	○	×	×	○	○	×	○	×	○	○
移動 図書館	積載図書の貸出	×	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○
	予約図書の貸出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
行事	おはなし会などの行事	×	×	△※3	×	×	△※3	×	×	×	×	×	△※3

※1 利用時間は1時間以内

※2 郵送・メールのみ受付

※3 ボランティアの行うイベント及び健康推進課と共同で行う「絵本と出会うふれあい事業」は中止
また、コーラスなど発声を伴うイベントは内容を変更するなどし、全て人数制限を行って実施

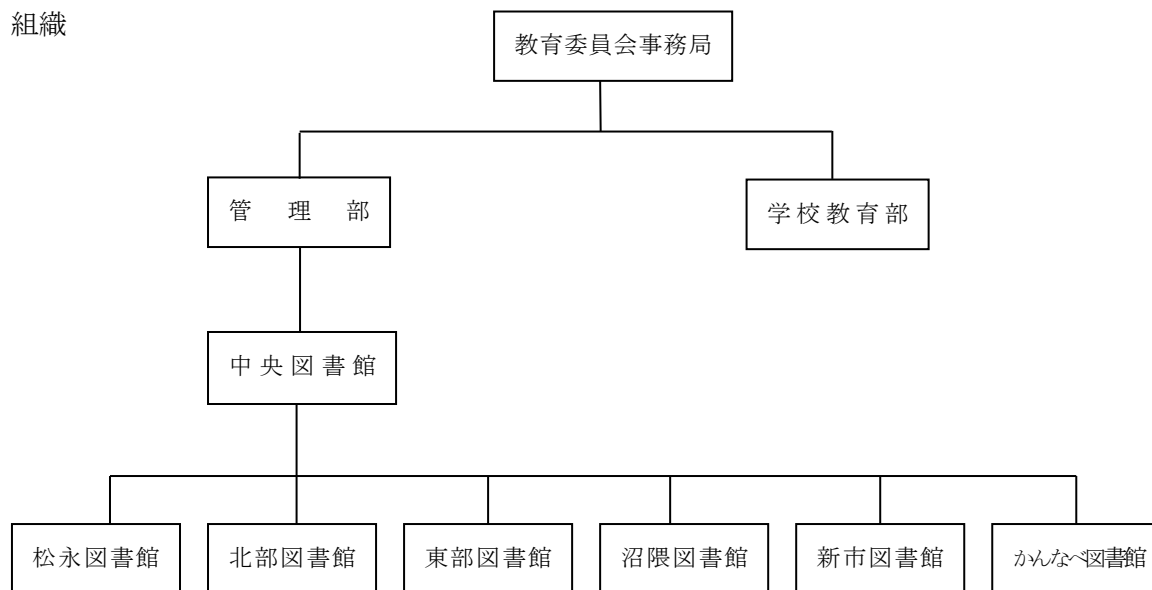
※4 2023年5月8日の5類移行に合わせ、全ての制限を解除

6 敷地・建物

構 造		敷 地 面 積	建 物 面 積	
			建 築 面 積	延 べ 床 面 積
中央	まなびの館ローズコム 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄筋コンクリート造地下1階地上4階	4,837.89 m ²	3,862.51 m ²	9,807.84 m ²
	図書館（1階から3階）			4,812.67 m ²
松永	福山市西部市民センター 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造5階建	11,600.26 m ²	3,943.59 m ²	8,768.09 m ²
	図書館（東館1階）			1,181.30 m ²
北部	鉄筋コンクリート造2階建	2,412.35 m ²	717.41 m ²	1,127.82 m ²
東部	福山市東部市民センター 鉄筋コンクリート造2階建	15,228.58 m ²	4,351.41 m ²	6,106.44 m ²
	図書館			1,348.64 m ²
沼隈	鉄筋コンクリート造瓦葺き2階建（ぬまくま交流館併設）	2,556.87 m ²	819.79 m ²	1,498.73 m ²
	図書館（1階）			500.90 m ²
新市	福山市新市支所 鉄筋コンクリート造 3階建	5,352.92 m ²	1,637.94 m ²	3,480.98 m ²
	図書館（2階）			382.40 m ²
かなべ	鉄筋、鉄骨コンクリート造1階建	17,126.00 m ² (文化会館と併設)	1,001.41 m ²	1,001.41 m ²

7 組織

(1) 機構・組織



(2) 職員（配置）数

(2023 年（令和 5 年）4 月 1 日現在）（単位：人）

組 織 項 目	職 員 配 置						
	館 長	副 館 長 ・ 次 長	主 事	司 書	技術員	会計年度 任用職員	計
中 央 図 書 館	1	4 (3)	2 (0)	9 (9)	2	23 (21)	41 (33)
松 永 図 書 館	1 (1)			1 (1)		8 (8)	10 (10)
北 部 図 書 館	1 (1)			1 (1)		8 (8)	10 (10)
東 部 図 書 館	1 (1)			3 (3)		12 (12)	16 (16)
沼 隈 図 書 館	1 (1)			1 (1)		4 (4)	6 (6)
新 市 図 書 館	1 (1)			1 (1)		4 (4)	6 (6)
か ん な べ 図 書 館	1 (1)			1 (1)		8 (8)	10 (10)
合 計	7 (6)	4 (3)	2 (0)	17 (17)	2	67 (65)	99 (91)

※ () はうち司書有資格

8 福山市図書館協議会委員

2023 年（令和 5 年）7 月 1 日現在

名	前	選 出	団 体	名	前	選 出	団 体
藤 田	真有美	福 山 市 公 立 小 学 校 長 会		広 川	良 子	福 山 文 化 連 盟	
埴 越	将 樹	福 山 市 公 立 中 学 校 長 会		塩 川	一 男	福 山 市 子 ど も 会 育 成 協 議 会	
國 藤	生 美	広 島 県 公 立 高 等 学 校 長 協 会 福 山 支 部		加 納	三 千 子	学 識 経 験 者	
藤 井	眞 弓	福 山 市 女 性 連 絡 協 議 会		倉 田	秀 孝	学 識 経 験 者	
永 井	康 浩	福 山 市 P T A 連 合 会		清 原	昭 子	学 識 経 験 者	

*任 期：2022 年（令和 4 年）7 月 1 日～2024 年（令和 6 年）6 月 30 日

9 運営方針

(1) 市民の学びの場

図書館は、幼児から高齢者まで、あらゆる市民が本に親しみ、本を読む楽しさを知り、仕事や生活に役立つ情報を得たり、知識・情報を深めることができる学びの場としての役割を果たす。

市民の暮らしに役立ち、学習や仕事を手助けし、生活の質を豊かにする施設として市民ニーズに的確に応えられる環境の整備を図る。

(2) 地域の情報拠点

インターネットの普及をはじめとする情報通信技術の進展とともに、市民の情報入手方法や情報ニーズが変わりつつある。地域の情報拠点として今までの活字資料の充実に加えて、情報通信技術を活用した情報の収集・提供機能の高度化を図る。

(3) 市民の交流の場

図書館は、多くの市民が集う場である。市民は、資料に出会うと同時に、さまざまな人と出会う交流の場でもある。読書会などの行事を通じて人と人とが出会う機会の創出を図る。

10 人口・面積（2023年（令和5年）4月1日現在）

人 口	面 積
459,160 人	517.72 km ²

11 予算

（単位：千円）

項 目 \ 年 度	2022年度 （令和4年度） 予算	2023年度 （令和5年度） 予算
一 般 会 計	196,840,000	184,160,000
教 育 費	24,063,880	20,959,066
図 書 館 費	518,114	519,570
A 人 件 費	395,428	402,047
B 資 料 費	64,067	61,485
（a）図 書 購 入 費	58,947	56,200
（b）雑 誌 新 聞 購 入 費	5,120	5,285
C そ の 他	58,619	56,038

1 2 図書館資料

(1) 収書方針

備後の中核市として発展し、広域化する福山市の図書館として、住民の生活に役立つ教養、芸術文化の向上、情報の正確迅速な提供を目的として資料の収集を行う。

(2) 収集状況（2023年（令和5年）3月31日現在）

ア 図書

館名 分類	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	移動図書館	合 計
0 総記	10,842	1,735	1,717	2,415	955	522	1,675	186	20,047
1 哲学・宗教	15,922	2,671	1,941	4,081	1,483	1,078	2,921	776	30,873
2 歴史・地誌	34,244	5,872	4,878	8,090	3,185	1,782	6,164	785	65,000
3 社会科学	56,398	7,969	7,304	11,585	5,732	2,671	11,281	1,581	104,521
4 自然科学	26,125	4,902	3,949	7,242	2,908	2,112	6,078	1,801	55,117
5 工学	32,761	6,128	5,862	11,767	4,838	3,034	7,460	5,059	76,909
6 産業	13,893	2,249	2,252	3,405	1,665	1,140	3,004	994	28,602
7 芸術	34,854	6,803	9,960	13,674	4,392	3,992	8,411	2,487	84,573
8 語学	5,352	1,096	791	1,461	769	369	1,395	283	11,516
9 文学	99,577	24,504	20,933	36,639	14,658	9,444	24,170	14,827	244,752
ヤングアダルト	18,545	9,793	2,028	5,798	2,664	946	3,467	26	43,267
児童資料	88,399	36,037	28,827	37,007	23,217	15,510	28,475	16,568	274,040
郷土資料	23,152	9,148	5,458	4,571	3,126	2,061	3,910	1	51,427
参考資料	26,019	1,965	1,234	1,576	1,047	516	1,694	2	34,053
外国語資料	4,173	969	170	636	124	131	518	0	6,721
点字資料	2,913	0	25	0	1	0	0	0	2,939
行政資料	4,964	0	0	0	0	0	0	0	4,964
移動図書館	45,376								(45,376)
合 計	543,509	121,841	97,329	149,947	70,764	45,308	110,623	(45,376)	1,139,321

※（ ）は中央図書館の数に含む

イ 視聴覚資料

(単位：点)

館名 分類	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	移動図書館	合 計
カセットテープ	745	173	3	0	80	0	19	1	1,021
ビデオテープ	1,845	482	179	382	106	39	72	13	3,118
C D	6,541	2,228	1,629	2,313	1,011	1,314	2,101	2	17,139
D V D	3,739	787	918	1,352	330	459	773	320	8,678
L D	0	0	0	0	38	0	0	0	38
デージー	214	0	0	0	0	0	1	0	215
移動図書館	336								(336)
合 計	13,420	3,670	2,729	4,047	1,565	1,812	2,966	(336)	30,209

ウ 電子図書

(単位：点)

館名 分類	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	移動図書館	合 計
日本語資料	15,680								15,680
外国語資料	20,676								20,676
合 計	36,356								36,356

エ 全蔵書冊数

(単位：点)

館名 分類	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	移動図書館	合 計
2022年度 (令和4年度) 全蔵書冊数	593,285	125,511	100,058	153,994	72,329	47,120	113,589	(45,712)	1,205,886

オ 雑誌・新聞類（２０２３年（令和５年）３月３１日現在購読中のもの）

館 名		中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
雑誌	購入	185	46	56	91	35	32	47	492
	寄贈	58	3	6	3	5	1	1	77
	スポンサー	7	1	0	1	0	0	0	9
	計（誌）	250	50	62	95	40	33	48	578
新聞	購入	16	11	9	10	8	10	8	72
	寄贈	11	4	7	6	3	4	3	38
	計（紙）	27	15	16	16	11	14	11	110

1 3 図書館サービス

図書、新聞、雑誌、参考図書、郷土資料、行政資料、視聴覚資料、点字資料、電子図書等を提供する。

(1) 分類・目録

ア NDC新訂第10版

イ 電算目録OPAC（利用者開放端末）による検索

(2) 個人貸出

ア 一人10点（視聴覚資料5点を含む）まで、期限は2週間以内

イ 貸出をうけられるのは、市内に住んでいるか、市内に通勤・通学している者、及び府中市、神石高原町、尾道市、笠岡市、井原市、三原市、世羅町に住んでいる者

ウ 電子図書は一人貸出2点まで、期間は2週間以内（電子図書（雑誌）は貸出点数制限なし）

エ 電子図書の貸出をうけられるのは福山市図書館貸出券を所持している者

●個人貸出の状況（２０２２年度（令和４年度））

区 分			館 名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	移動 図書館	電子図書 サービス	合 計
個人貸出の状況	登録者数累計	一般		105,898	26,962	31,006	47,459	7,106	5,868	21,458	5,203		250,960
		～15歳		7,836	2,377	1,876	3,675	745	720	2,597	395		20,221
		計		113,734	29,339	32,882	51,134	7,851	6,588	24,055	5,598	39,902	311,083
	貸出利用者数			249,512	70,251	53,757	122,285	18,423	21,767	69,938	7,382	11,230	624,545
	貸出点数	一般図書		583,041	164,245	131,746	316,126	39,573	44,834	157,202	37,931	19,446	1,494,144
		児童図書		325,059	92,828	66,483	145,894	24,689	25,336	98,760	18,220	32,580	829,849
		視聴覚資料		26,319	8,643	8,748	15,224	2,448	3,297	7,557	409		72,645
		計		934,419	265,716	206,977	477,244	66,710	73,467	263,519	56,560	52,026	2,396,638
	予約処理件数			192,391	55,148	40,030	78,558	13,988	18,623	53,115	8,538		460,391

(3) 団体貸出

ア 地域職域の団体・各交流館・学校等関係団体を対象に資料の貸出を行う。貸出期間は2か月、貸出冊数は250冊以内

●団体貸出の状況（2022年度（令和4年度））

区分		館名	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	合 計
団体貸出の状況	登録団体数		49	20	21	26	7	14	12	149
	貸出冊数	一般図書	3,897	439	576	353	371	90	131	5,857
		児童図書	12,074	5,963	4,791	4,831	964	2,171	2,414	33,208
		計	15,971	6,402	5,367	5,184	1,335	2,261	2,545	39,065

イ 一般の団体貸出とは別に、福山市内の小中学校や保育所（園）、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等の学習および読書活動を支援することを目的として、中央図書館団体室で、対象学年別・主題別に作成したセットを貸出

●団体室セット貸出の状況（2022年度（令和4年度））

登録団体数	貸出冊数
60	24,279



6代目のぞみ号
2015年（平成27年）
9月より運行開始

(4) 移動図書館サービス

移動図書館車により1ヶ月に1回59箇所の巡回場所で、貸出を行う。

ア 巡回場所設置のめやす

- (ア) 図書館からの直線距離が2km（中央館は3km）以上あること。
- (イ) 現在巡回中の場所から直線で1km以上離れていること。

●移動図書館の巡回場所

2023年（令和5年）4月1日現在

瀬戸交流館	J A 赤坂支店	J A 津之郷支店
旧川口保育所	J A 箕島出張所	新涯交流館
神村交流館	高西交流館	藤江交流館
光寿園	西山手保育所	山手保育所駐車場
熊野交流館	能登原交流館	内浦交流館
加茂コミュニティセンター	妙永寺駐車場	山野交流館
J A 千田支店	ファミリーマート福山千田一丁目店	向陽第1公園
服部交流館	戸手交流館	網引交流館
下三谷広場	中条交流館	沼隈特別支援学校
竹尋交流館	御野交流館神辺東コミュニティセンター	福田交流館
鞆コミュニティセンター	舟入公園	新涯第10公園
曙公園	J A 手城支店	明王台交流館
県住日吉台13号館南	東部第8公園	ゆめみが丘第2公園
坪生交流館	野々浜交流館	大津野第1公園

(5) レファレンス（参考業務）サービス

研究や調査のために必要な資料を提供し、日常生活の中でわからないことや調べたいことなどの相談に応じる。

●レファレンス（参考業務）の状況（2022年度（令和4年度））（単位：回）

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
口頭	1,894	556	338	893	65	476	757	4,979
電話	46	0	18	11	0	72	42	189
文書	23	0	0	0	0	0	0	23
計	1,963	556	356	904	65	548	799	5,191

(6) 複写サービス

研究・調査などの目的に応じて、図書館資料を著作権法が定める範囲内で複写し、提供する。

●複写サービスの状況（2022年度（令和4年度））（単位：枚）

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
計	15,680	1,284	739	2,413	368	619	1,293	22,396

(7) 相互貸借サービス

目的に応じて、国内の図書館間で相互貸借を行い、資料を提供する。

●相互貸借の状況（2022年度（令和4年度））

館 名		中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
借受	件数	444	96	108	205	26	65	98	1,042
	冊数	478	100	164	206	26	65	119	1,158
貸出	件数	769	4	2	0	0	0	7	782
	冊数	1,124	4	2	0	0	0	8	1,138

(8) ビジネス支援サービス（中央図書館）

起業される方や、会社の経営の改善を考えられている方を対象としたビジネス支援コーナーの設置とビジネス相談会を開催

ア ビジネス相談会（2022年度（令和4年度））

中小企業診断士協会（毎月第4土曜日 13：00～18：00）年間12回・相談13件

(9) インターネット・データベース提供サービス（データベースは中央図書館のみ）

ア インターネットや新聞、雑誌、企業情報などのデータベースを閲覧できるパソコンを設置

イ インターネットが閲覧できるパソコンを全館に設置（2012年3月から）

●インターネット・データベースの利用状況（2022年度（令和4年度））（単位：件）

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
データベース	294	-	-	-	-	-	-	294
インターネット	4,414	1,438	924	1,043	282	97	870	9,068
合 計	4,708	1,438	924	1,043	282	97	870	9,362

(10) 児童サービス

ア おはなしのじかん

児童を対象に、読書意欲、読書習慣を深めていくため、ストーリーテリング、読み聞かせなどを行う。

- (ア) 毎週土曜日 14:00～14:15 (北部, 沼隈図書館)
14:00～14:30 (新市, かなべ図書館)
14:30～14:45 (中央図書館)
15:00～15:15 (松永, 東部図書館)
- (イ) 金曜日のおはなしのじかん 15:45～16:00 (中央図書館)
- (ウ) その他ボランティア等によるおはなしのじかん(コロナ対策のため2022年度は開催中止)
 - a 中央図書館 「おはなしのじかん」
(ボランティア「ふくろうの会」による) 毎週土曜日 11:00～11:30
 - b 北部図書館 「ボランティアおはなし会」
(ボランティア「しゃぼんだま」による) 第3土曜日 10:30～11:00
 - c かなべ図書館 「おはなしのじかん」
(ボランティア「朗読ひまわり」による) 第2土曜日 14:00～14:30

イ あかちゃんといっしょのおはなし会

おはなしの世界に親しんでもらうため、乳幼児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせ、手あそび等を実施する。

- (ア) 中央図書館 毎月第3, 4火曜日 11:00～11:20
- (イ) 松永図書館 毎月第2水, 木曜日 11:00～11:15
- (ウ) 北部図書館 毎月第2, 4水曜日 10:30～10:45
- (エ) 東部図書館 毎月第2, 3金曜日 11:00～11:20
- (オ) 沼隈図書館 毎月第2, 4水曜日 11:00～11:15
- (カ) 新市図書館 毎月第3, 4木曜日 11:00～11:30
- (キ) かなべ図書館 毎月第2水, 木曜日 11:00～11:30

ウ 英語のおはなし会(コロナ対策のため2022年度は開催中止)

児童を対象に、英語と日本語で絵本の読み聞かせや手あそびなどを行う。

- (ア) 北部図書館 「えいごdeおはなし」
(ボランティアによる) 毎月第1土曜日 10:30～11:00
- (イ) かなべ図書館 「英語でたのしいおはなし会」 毎月第3土曜日 11:00～11:30

(11) ヤングアダルト(中学生, 高校生)サービス

中学生, 高校生の世代が親しみやすい資料で構成するヤングコーナーを設置

(12) 高齢者サービス

拡大読書器などの整備と大活字本を整備

(13) 障がい者サービス

ア 宅配サービス

障がいのある人の館外利用を促進するため、図書・点字資料等の宅配による貸出しを行う。

●宅配サービスの状況（2022年度（令和4年度））

（単位：点）

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
貸出回数	60	57	12	12	-	-	-	141
貸出点数	755	588	83	180	-	-	-	1,606

イ 郵送サービス

視覚障がいのある人等の館外利用を促進するため、音声・点字資料等の郵送による貸出しを行う。

●郵送サービスの状況（2022年度（令和4年度））

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
貸出回数	3	-	-	-	-	-	10	13
貸出点数	3	-	-	-	-	-	32	35

ウ 対面朗読サービス（中央図書館）

読み上げ読書器、音声読みあげパソコン、拡大読書器、デジタイズ再生録音機等を設置するとともに、対面朗読室で対面朗読を行う。

エ 聴覚障がい者サービス（中央図書館）

手話通訳のできる職員を配置

オ 視覚障がい者サービス（中央図書館）

デジタイズ図書を整備

(14) 多文化サービス

外国語の資料を収集し、国際コーナー（外国語コーナー）を設置

(15) 定例行事

ア サロンコンサート（東部図書館）

毎月第4火曜日 14：00～14：30

イ 読書会

毎月1回の例会を行い、感想や意見の交換を行う。

(ア) 東部図書館

- a 本を楽しむ会 偶数月第2火曜日 10：30～12：00
- b 古典の朗読を楽しむ会 奇数月第2火曜日 10：30～12：00

(イ) かんなべ図書館

- a かんなべ読書会 毎月第3金曜日 13：30～15：00

(16) 関連行事

図書館法第3条及び福山市図書館条例第3条に基づき、読書会への支援を行う。

ア 中央図書館

(ア) 読書グループ「あしの会」 毎月第2金曜日 13:30～15:30

イ 松永図書館

(ア) 松永読書会 毎月第3月曜日 10:00～12:00

(17) 学校・他機関との連携

学校などの他機関に出向き、ブックトークや講習（図書に関する指導や助言など）を行う。

●学校・他機関との連携状況（2022年度（令和4年度））（単位：件）

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
おはなし会	6	-	-	-	3	-	-	9
ブックトーク	1	2	-	-	-	-	-	3
講習	12	2	2	1	1	2	1	21
計	19	4	2	1	4	2	1	33

14 開館日数（2022年度（令和4年度））

中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館
342	343	343	343	343	343	315

15 行事及び事業の実施状況（2022年度（令和4年度））

(1) 展示会

開催館	開催期間	テーマ
巡回展		ドキドキ ワクワク 土木土木 workwork! けんせつってどんな しごと?
全館 同時展	7月13日～ 8月31日	福山城築城400年記念事業 地域を知ろう
	8月 1日～ 8月15日	戦争と平和について考えよう
	9月21日～10月10日	囲碁・韓国に関する資料の展示
	12月 1日～12月15日	人権に関する本の展示
中央 図書館	4月13日～ 5月 9日	SDGs ってどんなこと?
	5月11日～ 6月13日	音楽は世界の共通語
	9月14日～10月10日	明日に備える防災
	11月 9日～12月12日	論語×書道～藩校設立の地より～
	12月14日～ 1月24日	情報の世紀—科学道2022—
	1月11日～ 3月13日	福山ゆかりの先人たち
	1月31日～ 3月13日	ゴッホと印象派の時代
松永 図書館	4月20日～ 5月16日	りんごの棚～いっしょに どくしょを たのしもう～
	9月 3日～ 9月29日	図書館で知ろう認知症
	2月17日～ 3月21日	自衛隊災害救助パネル展

開催館	開催期間	テーマ
北部 図書館	4月20日～ 5月16日	ようこそ薔薇の館へ
	5月18日～ 6月20日	鉄道の魅力～図書館から出発進行！～
	6月22日～ 7月14日	古代の浪漫 二子塚古墳
	9月 1日～10月17日	どうぶつホネホネ大集合！
	1月18日～ 2月20日	魅惑の宇宙 2023
	2月22日～ 3月21日	図書館のお仕事を紹介します～本の修理編～
東部 図書館	5月18日～ 6月20日	文学賞の世界
	6月22日～ 7月18日	こんなお仕事してみたい
	9月21日～10月17日	からだの元気大作戦！
	10月19日～11月14日	知ってる？知ってる！夫婦で作家
	12月21日～ 1月16日	みて、さわって、楽しい布えほん
	1月18日～ 3月 1日	懐かし&新し！ライトなノベル展
沼隈 図書館	5月 8日～ 7月22日	沼隈絵画グループ展
	8月30日～10月30日	書道展ーがんばれ！我らのカープー
	10月 1日～10月31日	岡山県の観光パンフレット展
	11月 2日～11月30日	私たちがすすめる本 ポップ・アート展
	12月 2日～12月23日	沖縄戦とウクライナ
	1月 6日～ 1月26日	エンジョイ読書・中学生がすすめる本POP展 2023
新市 図書館	4月20日～ 5月16日	増やそう！知識の引き出し
	5月18日～ 6月20日	本で巡る世界の旅
	6月22日～ 7月18日	文豪の作品を味わう
	9月21日～10月17日	新聞でふり返る東京2020
	10月19日～11月14日	昭和ヘタイムスリップ
	12月21日～ 1月16日	方言ってええね
	1月18日～ 2月28日	知りたい！貯めたい！お金のあれこれ
	3月 7日～ 4月 9日	守ってあげたい
かんなべ 図書館	4月20日～ 5月16日	福山の魅力 みつけた！
	6月22日～ 8月15日	菅茶山ポエム絵画展
	9月21日～10月17日	ふくやま×映像作品
	12月20日～ 2月11日	知って楽しい雑学の世界 ～みんなで作ろう！ものしりんごの木～
	3月23日～ 4月17日	歩いて知ろう！神辺のまち

(2) 講演会（コロナ対策のため人数制限をして実施）

開催館	開催日	演題／講師	参加者数
松永 図書館	9月29日	図書館で知ろう 認知症 講師：福山市西南部地域包括支援センター職員	14人
北部 図書館	9月18日	ねこ科のどうぶつがいっぱい！！ 講師：福山市立動物園飼育員	12人
かんなべ 図書館	10月 8日	神辺城と福山城の魅力発見！ 講師：福島政文さん	7人

(3) おはなし会（コロナ対策のため人数制限をして実施）

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
中央 図書館	8月20日	ドッキドキのおはなし会	児童	29人
	12月3日	I・L・Yでつながるおはなし会	児童	13人
	12月24日	ワクワク☆冬のおはなし会	児童	15人
	3月4日	ウキウキ♪春のおはなし会	児童	16人
松永 図書館	5月7日	わくわく春のおはなし会	児童	7人
	7月30日	夏のこわ〜いおはなし会	児童	51人
	11月5日	秋の美味しいおはなし会	児童	15人
	12月24日	うきうき冬のおはなし会	児童	23人
	3月11日	ろうそくのおはなし会	児童	22人
北部 図書館	4月24日	うきうき！たのしい！春のおはなし会	児童	14人
	8月21日	ひやっとこわ〜いおはなし会	児童	9人
	10月9日	あおぞらのおはなし会	児童	19人
	12月18日	ぬくぬく ふゆのおはなし会	児童	17人
東部 図書館	4月30日	えがおのおはなし会	児童	14人
	7月30日	夏のわくわくおたのしみ会	児童	19人
	8月25日	夏のおはなし会	児童	4人
	12月25日	冬のおはなし会	児童	27人
沼隈 図書館	3月13日	ピアノで語る・ あかちゃんといっしょのおはなし会	—	22人
新市 図書館	4月23日	こどもの読書週間おはなし会	児童	15人
	7月16日	夏が来る！わくわくおはなし会	児童	9人
	12月17日	冬のおはなし会	児童	14人
かんなべ 図書館	6月4日	ぽつぽつ あめのおはなし会	児童	18人
	7月23日	ドキドキ！なつのおはなし会	児童	19人
	1月28日	みんなでたのしむおはなし会	児童	13人
	3月18日	あかりの中で楽しむおはなし会	児童	20人

(4) 工作教室（コロナ対策のため人数制限をして実施）

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
松永 図書館	8月27日	「ペロペロおばけ」を作ろう！	児童	14人
北部 図書館	2月26日	おたのしみ工作「キラキラしゃぼん玉」	児童	6人
東部 図書館	11月26日	おやこでつくる まつぼっくりツリー	児童	31人
沼隈 図書館	8月7日	夏休み子ども工作教室 いろを楽しむ糸かけ時計	児童	7人
かんなべ 図書館	8月20日	夏休み子ども工作教室 「キャンドルランプをつくろう！」	児童	6人

(5) コンサート・演劇・上映会など（コロナ対策のため人数制限をして実施）

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
北部図書館	5月28日	子ども映画会	児童	20人
東部図書館	8月23日	親子でたのしむ ふれあいコンサート	—	18人
新市図書館	11月 5日	蓄音機で聴く 懐かしのメロディ	—	15人

(6) 講座（コロナ対策のため人数制限をして実施）

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
中央図書館	11月11日	ライブラリー・スタート ～妊娠期からの図書館利用～	一般	4組
	2月 2日	プロから学ぶ写真教室	一般	16人
北部図書館	6月14日	おとなの工作会 「クリアファイルで作る簡単マスクケース」	一般	5人
	7月10日	親子で楽しむ！粘土でつくろう！二子塚古墳	—	9人
東部図書館	10月31日	使ってみよう！電子図書！！	一般	3人

(7) その他の行事及び事業

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
中央図書館	7月31日	図書館ツアー	—	15人
	8月 5日	「バラ公園のひみつ」朗読会	—	11人
	9月24日	「芝生の上の本棚」設計デザインコンテスト	—	—
	10月27日～ 10月31日	あけてびっくり！図書館福袋	—	—
松永図書館	6月27日	おとなのための朗読会	一般	39人
	10月20日	心ゆたかにアートセラピー	一般	7人
	1月 7日～	新春図書館福袋	—	—
北部図書館	1月 4日～	新年！運試し福袋	—	—
東部図書館	1月 4日～	あけてびっくり！図書館福袋	—	—
	2月18日	朗読会「今日、あなたは空を見上げましたか」	一般・ヤング	16人
沼隈図書館	9月21日	「あかちゃん絵本」読み聞かせ大会	—	4人
新市図書館	8月 1日～ 8月31日	しんいちとしょかん★アドベンチャー	児童	83人
	10月19日～ 11月14日	読んで楽しい 集めてうれしい 読書週間	—	299人
	1月 4日～ 1月11日	しんいちとしょかんで福をつろう	児童	75人

〔対象：児童（小学生以下が対象，保護者も含む），ヤング（中高生が対象，保護者も含む），
一般（高校生以上が対象），—（全ての人が対象）〕

(8) Park-PFI (パーク ピーエフアイ) 事業

2021年(令和3年)5月から中央図書館に隣接する中央公園の一部を民間事業者が管理するPark-PFI制度を導入している。図書館の機能を生かしながら民間や各種団体と連携し、特色ある公園を創出することで、駅前再生を推進する。

ア 関連イベント

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者(組)数
中央図書館	5月の毎週土曜日	中央図書館×Enlee 「カラフルこいのぼりをつくろう！」	児童と保護者	228組
	5月 7日	NIWASAKI おはなし会と「アンブレラスカイのお絵かき」	児童	80人
	6月19日	中央図書館×Enlee おはなし会と「パッチンかえるをつくろう！」	児童	80人
	8月の毎週土曜日	中央図書館×Enlee 「図書館縁日 スイミーといっしょにおおきなさかなをつくろう！」	児童と保護者	260組
	10月30日	NIWASAKI 電子図書PRブース設置	児童と保護者	75組
	12月10日	中央図書館×Enlee おはなし会とうさぎのお面作り	児童と保護者	311組
	1月22日	中央図書館×Enlee 昔のあそびをしよう(かるた,びゅんびゅんゴマ,ゴムとび, たけとんぼ)	児童	107人
	2月 6日	中央図書館×Enlee 「お菓子の家のメッセージカードをつくろう！」	児童	148人
	3月18日	防災知ろう！In 中央図書館	—	381人

イ 青空図書コーナー

イベントに合わせて公園内に本箱を設置し、本の展示と貸出しを行う。

ウ Enlee本棚

公園内にあるレストラン「Enlee」の本棚に、本を展示する。

(9) 図書館見学(対象:市内の保育施設・幼稚園・小学校, 単位:施設数)

区分 \ 館名	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	合計
図書館見学	31	4	4	5	5	4	4	57

(10) 職場体験・インターンシップ(対象:小中高大学生の勤労体験学習, 単位:学校数)

区分 \ 館名	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	合計
職場体験・インターンシップ	2	3	-	2	1	1	1	10

16 図書館の刊行物

書 名	発 行 年 月
郷土資料目録	1974年(昭和49年)10月
〃	1994年(平成6年)3月
義倉文庫目録	2003年(平成15年)11月
宮澤文庫目録	2008年(平成20年)4月
あかちゃん・えほん・だいすき	2010年(平成22年)3月
福山市子ども読書活動推進計画	2010年(平成22年)8月
ようこそ本の森へ ～司書おすすめブックリスト 小学生版～	2013年(平成25年)11月
ラッキー!ラッキー!	2014年(平成26年)5月
おはなし きかせて ～司書おすすめブックリスト 読み聞かせ版～	2015年(平成27年)11月
福山市子ども読書活動推進計画 (第二次)	2016年(平成28年)11月
本の世界へ旅をする ～司書おすすめブックリスト 中高校生版～	2016年(平成28年)12月
ようこそ本の森へ ～司書おすすめブックリスト 小学生版～ (改訂版)	2017年(平成29年)8月
福山市子ども読書活動推進計画 (第三次)	2022年(令和4年)3月

17 広報活動

- (1) 図書館のホームページに利用案内, 施設案内, 図書館カレンダー, 移動図書館巡回案内, 行事案内, 新着案内, 蔵書検索, 義倉文庫の紹介を掲載

<https://www.tosho.city.fukuyama.hiroshima.jp>

- (2) 「広報ふくやま」に図書館活動について随時掲載

- (3) 情報紙「びんまる」などに行事案内などの記事を掲載

- (4) 図書館だより等の発行

ア 図書館だより (月1回)

図書館活動の周知を図るために全図書館及び移動図書館の広報誌を発行

イ 青少年向け広報誌

青少年向けに読書の楽しさや新刊の案内をする広報誌を発行

「ヤング通信」年6回発行(中央図書館)

「まつながYoung通信」年4回発行(松永図書館)

「北部ヤング通信BOOK NEWS」年4回発行(北部図書館)

「YわいYわいCLUB」年3回発行(東部図書館)

「ぬまくまYOUNG通信」年2回発行(沼隈図書館)

「The Teens Letter」年2回発行(新市図書館)

「かなべ ヤング タイムス」年2回発行(かなべ図書館)

ウ 児童向け広報誌

おすすめの児童書，児童コーナーの展示，行事などを案内

「よんで・よんで」月1回発行（中央図書館）

「まつながわくわくだより」年3回発行（松永図書館）

「ほくほくだより」年6回発行（北部図書館）

「どの本よもうかな」年3回発行（東部図書館）

「子ども室だより」年2回発行（沼隈図書館）

「こどもの本ばこ」年2回発行（新市図書館）

「よもよも！」年3回発行（かんなべ図書館）

エ 郷土資料通信

「KASUMI」年4回発行（中央図書館）

(5) 「F a c e b o o k（フェイスブック）」に行事案内や図書館活動について随時掲載

(6) 他部署との連携による読書推進事業

「親子（母子）健康手帳交付を受けた方，ご家族への啓発チラシ」（ネウボラ推進課）

「すくすく」あかちゃんと絵本を楽しむための，読み聞かせ啓発チラシ（ネウボラ推進課）

「アシスト」心のケア支援図書館リーフレット（若者・くらし悩み相談課）

○福山市図書館条例

昭和41年 5 月 1 日

条例第99号

改正 昭和45年 4 月 1 日 条例第26号

昭和48年 6 月 29日 条例第45号

昭和53年 3 月 30日 条例第 7 号

昭和58年12月13日 条例第45号

平成元年10月 2 日 条例第40号

平成 9 年12月22日 条例第51号

平成12年 3 月14日 条例第14号

平成16年12月20日 条例第56号

平成17年 9 月27日 条例第41号

平成17年12月20日 条例第116号

平成19年 3 月27日 条例第 6 号

平成19年12月21日 条例第50号

平成20年 3 月12日 条例第 6 号

平成22年12月24日 条例第35号

平成24年 3 月16日 条例第 7 号

平成26年 3 月25日 条例第15号

平成31年 3 月25日 条例第12号

令和 2 年 6 月22日 条例第49号

令和 4 年12月19日 条例第45号

(目的及び設置)

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（一部改正〔昭和48年条例45号・53年 7 号〕）

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は別表第1のとおりとする。

（一部改正〔平成16年条例56号〕）

(奉仕)

第3条 図書館は、おおむね次に掲げる奉仕を行う。

- (1) 図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、市民の利用に供すること。

- (2) 図書館資料の目録を整備すること。
- (3) 図書館資料について、その利用のための相談に応ずること。
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を開催するとともにその奨励を行うこと。
- (5) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (6) 学校、福山市交流館条例（平成30年条例第17号）に規定する交流館等と緊密に連絡し、協力すること。

（一部改正〔令和4年条例45号〕）

（開館時間及び休館日）

第3条の2 図書館の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（追加〔平成20年条例6号〕）

（入館の制限）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、図書館への入館を拒み、又は図書館からの退館を命ずることができる。

- (1) 図書館の建物、附属設備若しくは備付けの器具類等又は図書館資料を損傷するおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類を携行する者
- (3) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (4) その他図書館の管理運営上支障がある者

（全部改正〔平成20年条例6号〕）

（図書館資料等の弁償）

第5条 図書館に設備している図書館資料等を亡失し、汚染し、き損し又は返却しなかった場合は、現品又は、図書館長の指示する代金をもって弁償させるものとする。ただし、図書館長において正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

（集会室の使用許可）

第6条 福山市東部図書館の集会室（以下「集会室」という。）は、図書館の用途又は目的を妨げない限度において、第1条に規定する図書館の目的以外に使用することを許可することができる。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり、図書館の管理上必要があるときは、条件を付けることができる。

（追加〔平成12年条例14号〕、一部改正〔平成20年条例6号・令和2年49号〕）

（使用許可の基準）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室の使用を許可しない。

- (1) 専ら営利を目的とすると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 建物、附属設備又は備付けの器具類等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(5) その他図書館の管理上支障があると認めるとき。

(追加〔平成12年条例14号〕、一部改正〔平成20年条例6号〕)

(使用料)

第8条 第6条第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けて集会室を使用する場合の使用料は、別表第3のとおりとし、集会室の附属設備又は備付けの器具類等を使用する場合の使用料は、別に定める。

2 前項の使用料は、使用許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(追加〔平成12年条例14号〕、一部改正〔平成20年条例6号〕)

(使用許可の取消等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室の使用許可を取り消し、集会室の使用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 使用者が使用許可を受けた目的以外に集会室を使用し、又は使用許可の条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

(4) 使用者が詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。

2 前項の規定による処分により使用者が被る損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(追加〔平成12年条例14号〕)

(図書館協議会)

第10条 法第14条第1項の規定に基づき、福山市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者の中から、教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育委員会は、委員が在任中に第2項に規定する要件に該当しなくなったとき、又は特別の事情が生じたときは、その任期中であってもこれを解任することができる。

6 委員は、再任されることができる。

(追加〔平成12年条例14号〕、一部改正〔平成17年条例116号・24年7号〕)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に教育委員会が定める。

(一部改正〔平成12年条例14号・17年116号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月29日条例第45号)

この条例は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第7号)

1 この条例は、昭和53年5月1日から施行する。

2 松永市立図書館附属施設使用条例(昭和30年松永市条例第3号)は、廃止する。

附 則 (昭和58年12月13日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年10月2日条例第40号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成元年規則第49号により平成元年10月21日から施行)

附 則 (平成9年12月22日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月14日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、改正後の福山市図書館条例第11条の規定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年規則第55号により平成12年7月3日から施行)

2 教育委員会は、福山市東部図書館の集会室の使用許可手続を、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成16年12月20日条例第56号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第2備考1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日条例第41号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月20日条例第116号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第50号）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成20年規則第31号により平成20年4月25日から施行）

附 則（平成20年3月12日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 教育委員会は、福山市中央図書館の集会室の使用の許可の手続を、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成22年12月24日条例第35号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受けている第6条第1項の規定による許可に係る使用料については、当該許可に関する限りにおいて、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月25日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受けている第6条第1項の規定による許可に係る使用料については、当該許可に関する限りにおいて、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月22日条例第49号）

この条例は、令和2年8月17日から施行する。

附 則（令和4年12月19日条例第45号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（全部改正〔昭和53年条例7号〕、一部改正〔昭和58年条例45号・平成元年40号・9年51号・12年14号・16年56号・17年41号・116号・19年6号・50号・20年6号〕）

名称	位置
福山市中央図書館	福山市霞町一丁目10番1号
福山市松永図書館	福山市松永町三丁目1番29号
福山市北部図書館	福山市駅家町大字近田60番地1
福山市東部図書館	福山市伊勢丘六丁目6番1号
福山市沼隈図書館	福山市沼隈町大字常石1810番地
福山市新市図書館	福山市新市町大字新市1061番地1
福山市神辺図書館	福山市神辺町大字川北1155番地1

別表第2（第3条の2関係）

（追加〔平成20年条例6号〕、一部改正〔平成22年条例35号・令和2年49号〕）

名称	開館時間	休館日
福山市中央図書館	午前10時から午後7時まで	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 館内整理日（1年につき12日を超えない範囲において教育委員会が定める日） (3) 特別整理期間（1年につき10日を超えない範囲において教育委員会が定める期間）
福山市松永図書館	午前10時から午後7時まで。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前10時から午後6時まで	
福山市北部図書館		
福山市東部図書館	午前10時から午後7時まで。ただし、土曜日及び日曜日並びに休日は午前10時から午後6時までとし、集会室の開室時間は午前9時から午後10時まで	
福山市沼隈図書館	午前10時から午後7時まで。ただし、土曜日及び日曜日並びに休日は、午前10時から午後6時まで	
福山市新市図書館		
福山市神辺図書館		

別表第3（第8条関係）

（追加〔平成12年条例14号〕、一部改正〔平成16年条例56号・20年6号・26年15号・31年12号〕）

時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
名称	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
集会室	1,150円	1,720円	1,980円	2,610円	3,450円	4,330円

備考

- 1 申込使用時間を超過し、又は繰り上げて使用した場合は、超過し、又は繰り上げて使用した時間（端数がある場合は30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とみなす。以下同じ。）につき、この表に定める額の1時間当たりの額の130%に相当する額に、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間数を乗じて得た額を使用料の額とする。
- 2 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

○福山市図書館規則

平成20年3月26日

教育委員会規則第9号

改正 平成26年3月25日教育委員会規則第6号

平成31年3月26日教育委員会規則第5号

令和2年6月24日教育委員会規則第6号

福山市図書館規則（昭和45年教育委員会規則第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 館内利用（第2条・第3条）

第3章 個人館外利用（第4条―第11条）

第4章 団体館外利用（第12条―第18条）

第5章 館外奉仕（第19条・第20条）

第6章 図書館資料の寄贈（第21条・第22条）

第7章 図書館資料の寄託（第23条・第24条）

第8章 集会室の使用（第25条―第31条）

第9章 職員（第32条―第37条）

第10章 雑則（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、福山市図書館条例（昭和41年条例第99号。以下「条例」という。）の施行並びに同条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 館内利用

（利用の手続）

第2条 図書館内における図書館資料（条例第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）

は、自由に利用することができる。ただし、閉架図書を利用しようとする者は、館内利用票を職員に提出し、これを借り受け、利用後は速やかに返納し、職員の確認を受けなければならない。

（利用の場所）

第3条 館長が特に指定した図書館資料は、職員の指示する場所で利用するものとする。

第3章 個人館外利用

（個人貸出しの範囲）

第4条 図書館資料（電子図書（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットその他の送信手

段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。第7条第2項及び第8条第1項において同じ。）を含む。第8条第2項及び第3項並びに第10条において同じ。）を個人で図書館外において利用すること（以下「個人館外利用」という。）ができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市内の事業場、学校等に通勤し、又は通学している者
- (3) その他館長が適当と認める者

（一部改正〔令和2年教委規則6号〕）

（貸出券の交付）

第5条 個人館外利用をしようとする者は、貸出登録申込書を館長に提出し、貸出券の交付を受けなければならない。

2 貸出券の交付をする場合、館長が必要があると認めるときは、住所及び氏名を確認できる書類の提示を求めることができる。

3 貸出券は、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（貸出券の紛失）

第6条 貸出券の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに館長に申し出なければならない。

- (1) 貸出券を紛失し、又はき損したとき。
- (2) 貸出登録申込書の内容を変更したとき。

2 館長は、前項第1号の申し出があった場合は、貸出券の再交付を行うものとする。

（個人貸出しの手続）

第7条 個人館外利用をしようとする者は、貸出券を提出し、図書館資料を借り受けなければならない。

2 電子図書の貸出手続については、教育長が別に定める。

（一部改正〔令和2年教委規則6号〕）

（個人貸出しの貸出点数及び貸出期間）

第8条 個人館外利用における図書館資料の貸出点数は、同時に1回10点以内とする。ただし、電子図書の貸出点数は、同時に1回2点以内とする。

2 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から起算して14日間とする。

3 前項に規定する貸出期間終了後も、引き続き借り受けようとする者は、いったん図書館資料を返納し、再度貸出しの手続をとらなければならない。この場合において、再度の貸出しは1回に限るものとし、通算して28日間を超えて借り受けることができない。

4 館長が特に必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、貸出点数及び貸出期間を変更することができる。

（一部改正〔令和2年教委規則6号〕）

(図書館資料の返納)

第9条 個人館外利用における図書館資料を返納しようとする者は、職員の確認を受けなければならない。

(貸出禁止の図書館資料)

第10条 次に掲げる図書館資料は、個人館外利用をすることができない。

- (1) 貴重図書、辞書、辞典、法帳、目録及び郷土資料
- (2) 寄託図書
- (3) その他館長が特に指定したもの

(貸出しの停止等)

第11条 館長は、第8条に規定する貸出期間内に返納しない者又は条例及びこの規則の規定に違反した者に対し、相当の期間貸出しを停止し、又は許可しないことができる。

第4章 団体館外利用

(団体貸出しの範囲)

第12条 図書館資料を団体で図書館外において利用すること（以下「団体館外利用」という。）ができるものは、市内の学校、地域団体、職場団体、社会教育団体その他の団体（以下「団体」という。）で館長が適当と認めるものとする。

(団体貸出しの登録手続及び貸出券の交付)

第13条 団体館外利用をしようとする団体の責任者は、団体貸出登録申込書を提出し、館長の承認を受け、年間利用の登録をするとともに、貸出券の交付を受けなければならない。

- 2 貸出券の交付をする場合、館長が必要があると認めるときは、住所及び氏名を確認できる書類の提示を求めることができる。
- 3 貸出券の交付を受けたものは、団体貸出登録申込書の内容を変更したときは、速やかに館長に申し出なければならない。
- 4 館長は、前項の申し出があった場合は、貸出券の再交付を行うものとする。

(団体貸出しの手続)

第14条 団体館外利用をしようとする者は、貸出券を提出し、図書館資料を借り受けなければならない。

(団体貸出しの貸出点数及び貸出期間)

第15条 団体館外利用における図書館資料の貸出点数は、同時に1回250点以内とする。

- 2 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から起算して2月間とする。
- 3 館長が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、貸出点数及び貸出期間を変更することができる。

(図書館資料の返納)

第16条 団体館外利用における図書館資料を返納しようとする者は、図書館資料利用状況報告書を館長に提出し、職員の確認を受けなければならない。

(貸出禁止の図書館資料)

第17条 団体館外利用における貸出禁止の図書館資料については、第10条の規定を準用する。

(貸出しの停止等)

第18条 館長は、第15条に規定する貸出期間内に返納しない団体又は条例及びこの規則の規定に違反した団体に対し、相当の期間貸出しを停止し、又は許可しないことができる。

第5章 館外奉仕

(移動図書館による貸出し)

第19条 館外奉仕活動は、移動図書館車により、図書館資料を広く市民の利用に供するものとする。

(移動図書館貸出しの取扱い)

第20条 移動図書館車による図書館資料の貸出期間については、第3章及び前章の規定にかかわらず、貸出日から次の巡回日までとする。

第6章 図書館資料の寄贈

(寄贈)

第21条 図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈申込書を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、寄贈の図書館資料を受けとったときは、寄附受納通知書を寄贈者に交付するものとする。

(寄贈に係る経費)

第22条 図書館資料の寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、教育長が別に定める場合は、この限りでない。

第7章 図書館資料の寄託

(寄託)

第23条 図書館資料を寄託しようとする者は、図書館資料寄託申込書を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、寄託の図書館資料を受けとったときは、受託証を寄託者に交付するものとする。

(寄託に係る経費)

第24条 図書館資料の寄託に要する経費については、第22条の規定を準用する。

第8章 集会室の使用

(使用許可の申請)

第25条 条例第6条第1項の規定により、集会室の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、集会室使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、使用予定日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日という。以下同じ。）の前1月に当たる日から使用予定日の前日まで（福山市東部図書館の休館日を除

く。)とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔令和2年教委規則6号〕)

(使用許可書の交付)

第26条 教育委員会は、使用許可申請書を受理し、適当と認めたときは、集会室の使用を許可し、集会室使用許可書（以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(申請の変更又は取消し)

第27条 集会室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更し、又は取消ししようとするときは、直ちに使用許可変更（取消）申請書に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用時間)

第28条 条例別表第3に定める使用時間帯には、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

(附属設備等の使用料)

第29条 集会室の附属設備及び備付けの器具類等の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第30条 条例第8条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 市が主催する行事のために使用するとき。

(2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、集会室使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第31条 条例第8条第4項の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。

(2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、集会室使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

第9章 職員

(職員)

第32条 図書館法（昭和25年法律第118号）第13条の規定に基づき図書館に館長、司書、主事、技術員その他の職員を置く。

2 前項に定める者のほか、福山市中央図書館に主幹、副館長及び担当次長を置く。

3 特別の事情があるときは、前2項に掲げる職員（館長を除く。）を置かないことができる。

(館長)

第33条 福山市中央図書館の館長（以下「中央図書館長」という。）は、教育長の命を受け、図書館の事

務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主幹)

第34条 主幹は、上司の命を受け、特命事項を整理する。

(副館長)

第35条 副館長は、中央図書館長を補佐し、中央図書館長に事故あるときは、その職務を代理する。

(中央図書館以外の館長)

第36条 福山市中央図書館以外の図書館の館長は、上司の命を受け、所管事務を管掌し、所属職員を指揮監督する。

(担当次長)

第37条 担当次長は、上司の命を受け、事務を処理する。

第10章 雑則

(書類の様式)

第38条 第2条の館内利用票その他のこの規則に規定する書類は、教育長が別に定める様式による。

(委任)

第39条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日教委規則第6号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日教委規則第5号)

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月24日教委規則第6号)

この規則は、令和2年7月15日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、令和2年8月17日から施行する。

別表 (第29条関係)

(一部改正 [平成26年教委規則第6号・31年5号])

1 冷暖房装置使用料

使用区分	使用料
集会室	310円

備考 使用料は、1時間（1時間未満は1時間とする。）当たりの金額とする。

2 附属設備及び備付けの器具類等使用料

	品目	単位	使用料	備考
音響設備	拡声装置	1式	1,030円	マイク1本付き
	カセット・CD・MDデッキ	1台	510円	
	マイク	1本	510円	
その他の設備	ビデオプロジェクター	1台	1,560円	ビデオ／DVD デッキ付
	持込電源	1kW	100円	

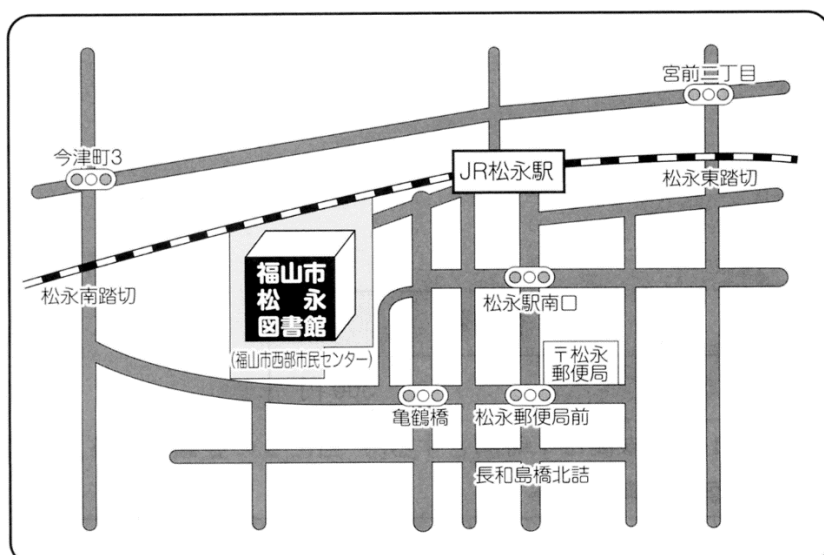
備考 使用料は、1回当たりの使用料とし、条例別表第3に規定する午前、午後又は夜間の時間区分をもってそれぞれ1回とする。ただし、持込電源については、使用電力量の実績による。

図書館への案内図

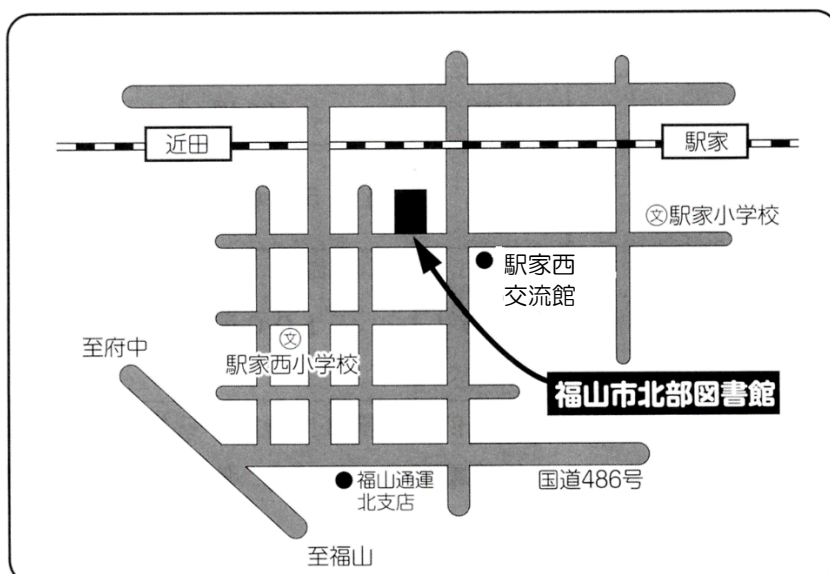
●福山市中央図書館



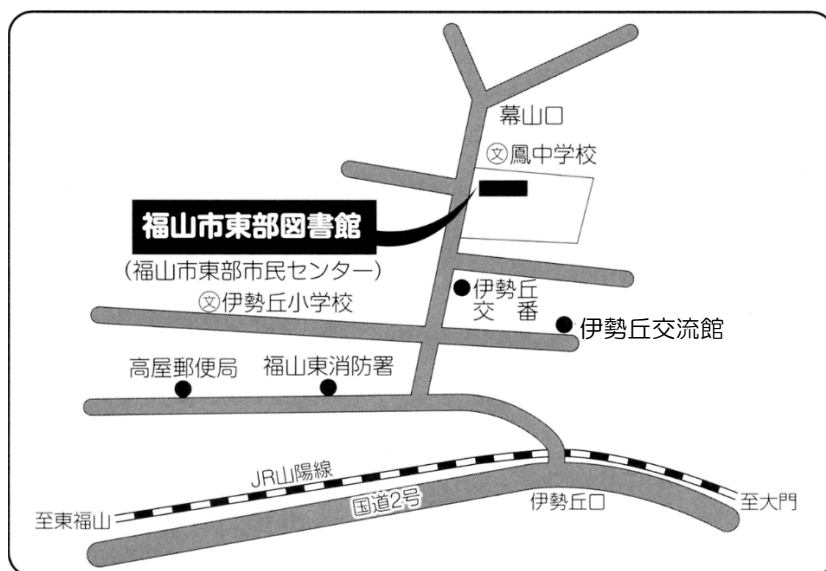
●福山市松永図書館



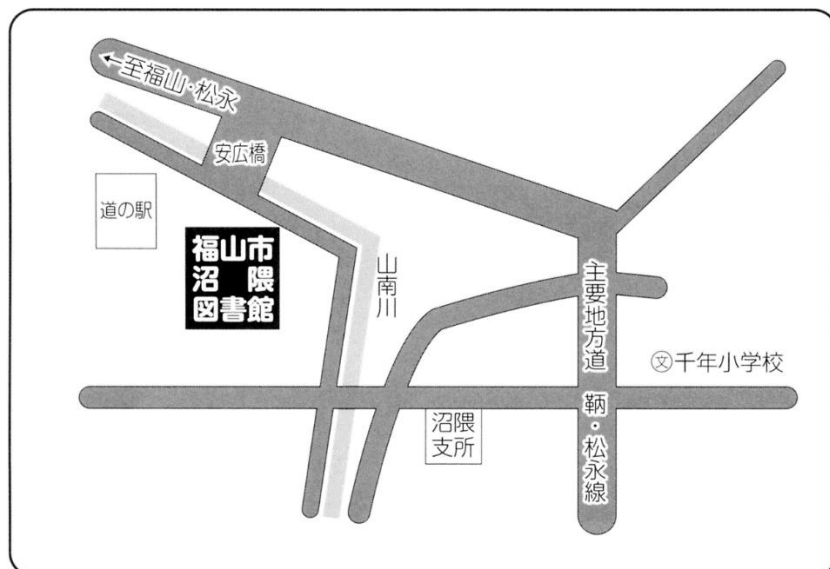
●福山市北部図書館



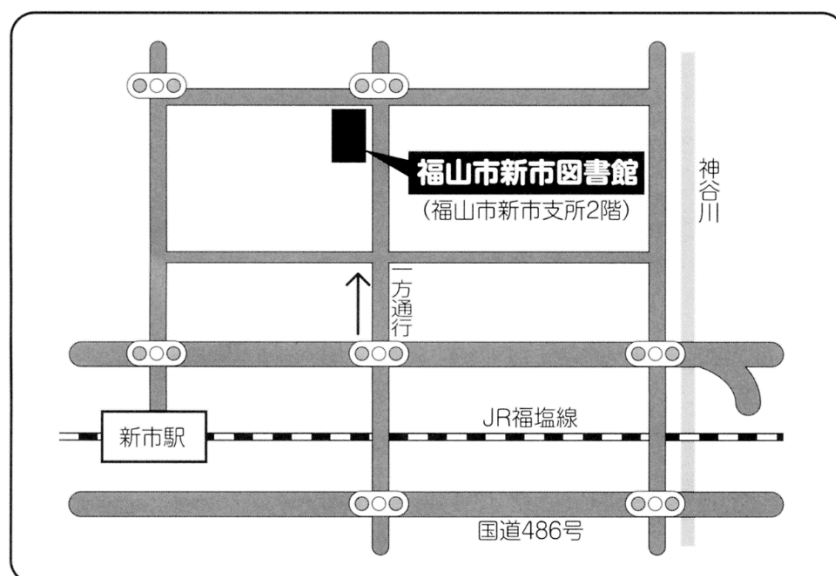
●福山市東部図書館



●福山市沼隈図書館



●福山市新市図書館



●福山市かなべ図書館



図書館キャラクター

2013年(平成25年)の子ども議会の提案により、2014年(平成26年)7月に小・中学生から公募し、2015年(平成27年)2月に決定しました。



最優秀賞
としょ子



中央図書館賞
ぶっくん



松永図書館賞
リブローズちゃん



北部図書館賞
ブックマン



東部図書館賞
フックボン



沼隈図書館賞
ぶっくん



新市図書館賞
ぶっくろうさん



かなべ図書館賞
ホン・ダーナ

福山市図書館要覧

2023年度(令和5年度)

発行 2023年(令和5年)9月

発行者 福山市中央図書館
福山市霞町一丁目10番1号
084-932-7222